

趣旨（第1条）

問1 制度概要とメリット

- 答1
- ・本制度は、独立行政法人日本学生支援機構などの貸与奨学金を受けていた者が返還している奨学金について、北杜市に5年以上住むことを前提に、市内に住民登録を行い、かつ、令和5年4月1日以降市内に居住の実態がある者で、就業している者のほか求職者等に対し、返還額の一部又は全額を支援する制度です。
 - ・市のメリットは、総務省の人口移動報告や県の移住者実態把握アンケート調査結果をみても20歳代の転出を抑制すること及び移住を促進することが課題となっているため、子育て・教育で選ばれるまちとなるよう、20歳代の転出抑制を目指す新たな取り組みとして進めていき、移住定住・Uターンを促進し、地域の担い手として活躍してもらうことが期待されるところです。

・年齢別移動者（令和4年4月1日時点）

2021年	転入	転出	差引
19歳以下	218人	180人	38人
20歳代	341人	493人	▲152人
30歳代	306人	223人	83人
40歳代	221人	139人	82人
50歳代	200人	109人	91人
60歳代	192人	44人	148人
70歳代	177人	117人	60人
合計	1,655人	1,305人	350人

・年齢別移動者（令和5年2月1日時点）

2022年	転入	転出	差引
19歳以下	225人	215人	10人
20歳代	406人	547人	▲141人
30歳代	280人	222人	58人
40歳代	214人	154人	60人
50歳代	160人	110人	50人
60歳代	159人	75人	84人
70歳代	155人	141人	14人
合計	1,599人	1,464人	135人

・移住者実態把握アンケート調査結果

	H29	H30	R1	R2	R3
0～小学校 就学前	134人	111人	107人	64人	43人

小学校就学 ～15歳				19人	34人
16～19 歳	15人	16人	12人	8人	6人
20歳代	107人	107人	108人	90人	78人
30歳代	161人	141人	120人	109人	102人
40歳代	102人	106人	114人	87人	92人
50歳代	90人	71人	119人	83人	79人
60歳代	160人	136人	114人	103人	102人
70歳代	85人	80人	69人	86人	63人
合計	854人	768人	763人	649人	599人

- ・奨学金返還支援を利用する方のメリットは、経済的な負担が軽くなること、支援を受けた助成金の所得税が非課税となり得ることなど奨学金を無理なく返還する計画を立てることができ、新しいことにチャレンジする意欲が芽生えることが期待されます。
- ・事業所のメリットは、求人において良い作用をもたらすこと、地元の若者はもとより、都市部からの優良な未来を担う人材の確保につながることを期待されます。

問2 非課税となり得る

答2 ・国税庁では、「学資に充てるための費用を支出したとき」の要件を満たす場合は非課税となり得るとしています。本制度では、雇用形態、業種に関係なく、奨学金が学資に充てられており、かつ助成される額が当該奨学金の返済に充てられる限り、非課税となります。

定義 (第2条)

問1 就業している者

答1 ・嘱託等の等は、周辺の正社員いわゆる名ばかり正社員、家庭内職者、家政婦を想定しています。

問2 奨学金

答2 ・給付型の奨学金や教育ローンは対象外となります。
・借換えによる教育ローンについても対象外となります。

問3 定住

答3 ・対象者は初年度申請を含め5年間返還金支援することになりますので、5年以上北杜市に住むことを条件としています。
・「居住の実態を移す」とは、Iターン(移住)、Uターンを指しています。

市内において転居した方は既に市内に居住の実態があるため適用外です。

助成対象者（第3条）

問1 求職者

答1 ・自己都合を含め離職し、職を探している方になります。

問2 助成対象者

答2 ・「本市が備える住民基本台帳に記録された者」は、居住の実態を移すことに合わせて、住民登録した方です。

- ・市内に住民登録しつつ市外の大学等に進学し、Uターン就職で居住の実態を移した方は、対象となります。また、進学のほか、転勤や出向の方も対象となります。
- ・令和5年4月1日より前に市内に住民登録し生活の本拠があり、就業している方は対象外となります。
- ・市内に定住し、市内の事業所に就業した者が転勤命令等により、市外の事業所に勤務することになった場合、住民登録の有無にかかわらず居住の実態を移したときは対象外となります。
- ・初回の申請日の属する年度の3月31日時点で、満年齢34歳以下の方が対象となります。
- ・本制度以外の奨学金返還支援を受けた額を差し引いて支援することはありません。
- ・助成金交付決定の取消しを受けた方は、再度申請することはできません。
- ・転入者にあっては、転入前の住居地における滞納がないことの証明書の提出に加え、転入後、市税に滞納がないことの証明書を提出していただきます。
- ・通帳の写し等により、自ら奨学金を返還していることの確認をさせていただきます。
- ・必要に応じて、警察署に暴力団調査を行います。

助成対象事業（第4条）

問1 年度中

答1 年度中とは、1月から12月ではなく、4月から翌年3月となります。

助成対象経費（第5条）

問1 繰上返還

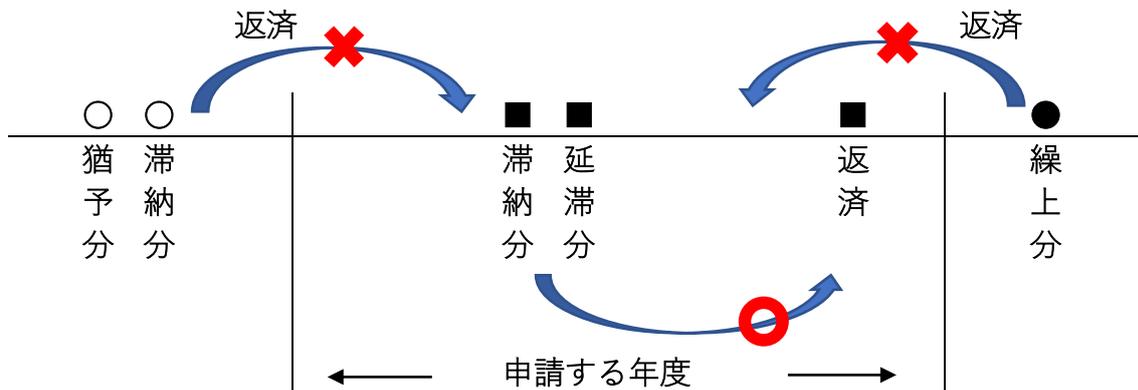
答1 ・繰上返還とは、返還期日が到来していない割賦金（わっぷきん）を繰り上げて返還するものであります。本制度では、助成対象者が年度内に支払う割賦金以上の返還額に対する助成金を支援することがないよう、繰上返還は対象としていません。

問2 返還期限猶予

- 答2
- ・返還期限猶予中の返還額は、返還支援することはできません。
 - ・返還期限猶予の方は、申請することは可能ですが、審査の上、交付か不交付かを決定させていただきます。

問3 図解

答3



助成金の額 (第6条)

問1 市内に定住した期間が1年に満たない場合の助成金の額

答1 (例) 市内に就業している者で、定住した月数は4箇月、年度中に返還した奨学金及び利息相当額は20万円。

- ・(助成金の額) $4 / 12 \text{ 箇月} \times 20 \text{ 万円} \times 10 / 10 = 66,666 \text{ 円}$
- ・(上限額) $4 / 12 \text{ 箇月} \times 30 \text{ 万円} = 99,999 \text{ 円}$

問2 助成金の額に変更が伴う場合

答2 助成金の額に変更が伴う場合は、例えば就業地が市内から市外に、正規職員から非正規職員者へといった変更等が対象となります。

(例) 市内に就業していた月数は4箇月、市外に就業した月数は8箇月、年度中に返還した奨学金及び利息相当額は20万円。

- ・(助成金の額) $4 / 12 \text{ 箇月} \times 20 \text{ 万円} \times 10 / 10 = 66,666 \text{ 円}$
- $8 / 12 \text{ 箇月} \times 20 \text{ 万円} \times 1 / 2 = 66,666 \text{ 円}$
- 計133,332円
- ・(上限額) $4 / 12 \text{ 箇月} \times 30 \text{ 万円} = 99,999 \text{ 円}$
- $8 / 12 \text{ 箇月} \times 10 \text{ 万円} = 66,666 \text{ 円}$
- 計166,665円

問3 月割りについて

答3 当該年度内に助成対象者が市内に定住した期間が1年に満たない場合及び助成金の額に変更が伴う場合の助成金の額を算定するときは、日割りはせず月割りで算定します。後段における基準日は、毎月初日とな

ります。

- (例) 5月1日に転入しても、5月31日に転入しても 8/12箇月
5月1日に転入し、5月20日転出したら 2/12箇月
5月1日に市内に就業し、5月20日に市外に転勤したら（居住実態も移転すること前提）
(上限額) 2/12箇月×30万円=49,999円
10/12箇月×10万円=83,333円
計133,332円

問4 育児休業等取得中の助成金の額

- 答4 ・育児休業及び介護休業を取得した場合は、内容等の変更手続きを行っていただきますが、助成金の額は変更になりません。ただし、正規職員から専業主婦といった変更等は助成金の額も変更になります。
・返済を猶予されている場合は、その期間は返済支援することはできません。

問5 傷病等で休職期間中の助成金の額

- 答5 ・育児休業等取得中の助成金の額の考え方と同様です。

問6 延滞分（滞納分）をまとめて支払った場合

- 答6 ・返済計画で当該年度中に返済予定であった月分のみ対象となります。つまり、年度内であれば返済期限を過ぎてから返済した金額について対象となります。
・ただし、前年度中に申請する分を返済した金額やその遅延利息は除きます。

助成対象期間（第7条）

問1 申請方法

- 答1 ・助成対象者は毎年、申請していただきます。

問2 申請できる期間

- 答2 ・初回に交付決定した年度から起算して5年を限度に助成金を受領した者は、6年目に再度申請することはできません。
・「初回に交付決定した年度から起算して5年を限度とする」とは、「連続して5年」となります。つまり、通算して5回助成するものではありません。
・34歳で申請した方は、38歳まで申請することができます。

助成金の交付申請（第8条）

問1 書類

- 答1 ・年齢確認は、住民票で行います。

- ・他制度の助成金等の受給の確認は、自己申告制です。
- ・住民票は、転入後申請日から3箇月以内に発行されたものとなります。
- ・移住前の住所地での在住記録が分かる住民票の除票又は戸籍の附票（申請日から3箇月以内に発行されたもの）は求めません。
- ・本市に住民票があり、居住の実態を市外に移していたことを証するものとして、例えば、借家の賃貸借契約書の写し及び光熱水費支払請求書等の写しなどを提出していただきます。
- ・奨学金の名称、貸与機関、返還開始年月日、返還期間、返還方法、借入額、返還月額等を確認するため、奨学金を貸与する機関が発行する奨学金貸与証明書又はこれに準ずるものとして、奨学金貸与申請書などを提出していただきます。
- ・大学等が発行する卒業を証明する書類を提出していただきます。
- ・申請年度における本市の納税証明書は、6月以降のものであって、転入者にあっては転入後、市役所収納課で申請発行していただきます。また、転入者に限り、初回申請年度における前住所地の納税証明書についても提出していただきます。
- ・2回目以降に申請する場合は、申請者が居住の実態を市外に移していたことを証するもの、大学等が発行する卒業を証明する書類及び誓約書兼同意書を省略することができます。

問2 同一世帯に助成対象者が複数いる場合

答2 ・助成対象者の同一世帯に配偶者、婚姻誓約者又は同居人がいる場合で、その当人が助成対象者の要件を満たす場合は、いずれも申請を可能とします。

問3 2つ以上の奨学金を返還している場合

答3 ・申請を可能とします。

助成金の交付決定（第9条）

問1 交付決定の日数

答1 ・4～7日をめどに決定通知書を通知しますが、調査に日数を要するなど、通知が遅れる場合があります。

申請の取下げ（第10条）

問1 再申請の可否

答1 ・5年以内に転勤又は出向、転出、辞退した者及び北杜市に住民票はあるものの居住の実態がないなど助成対象者の要件を満たさなくなった者が、再度対象期間内に要件を満たしたとしても、公益上、申請することはできません。

・なお、申請書を受け付ける前に、過去に助成金を支給したかの有無を確認させていただきます。

問2 やむを得ない事情

- 答2 ・災害に準じるような状況を想定していますが、個別に判断させていただきます。
- ・初回の申請に限り交付申請の取下げを行った方は、その後助成対象者の要件を満たした場合は、再度申請することは可能です。

変更等の承認（第11条）

問1 承認の日数

- 答1 ・4～7日をめどに変更（中止）承認書を通知します。

問2 変更等

- 答2 ・職業（雇用形態）、就業地、他制度の活用など内容等に変更が生じたとき、又は中止しようとするときは、助成金の額の変更に関わらず、変更（中止）承認申請書を提出していただきます。

実績報告（第12条）

問1 書類

- 答1 ・申請日の属する年度中に返還すべき奨学金の助成対象経費を証するものとは、本人口座から引き落としされた預金通帳の写し又は払込取扱票（振込通知書）となります。
- ・正規職員及び非正規職員は、事業所が証明した就労証明書（様式第9号）を提出していただきます。
 - ・フリーランスを含む個人事業主及び自営業者は、直近の確定申告書又は住民税申告書の写しを提出していただきます。
 - ・事業専従者は、事業専従者であることがわかる書類の写しを提出していただきます。
 - ・求職者は、ハローワークカードの写しを提出していただきます。

額の確定及び助成金の交付（第13条）

問1 額の確定の日数

- 答1 ・4～7日をめどに確定通知書を通知します。

問2 助成金の交付の日数

- 答2 請求書を受領後、概ね14日をめどに指定された振込口座に交付します。

助成金交付決定の取消し等（第14条）

問1 取消し等

- 答1 ・不正不当な行為に対する処分を定めているものになります。
- ・変更等の承認を受けていない場合も対象となります。

問2 返還の期限

答2 ・概ね1週間以内に、市が発行する納付書により返還していただきます。

書類の保管（第15条）

問1 保管の期間

答1 ・交付申請した年度から5年間は、書類を保管していただきます。

報告及び調査（第16条）

問1 対象

答1 ・交付決定の取消し等があった場合、必要な調査を行うことがあります。